

国立研究開発法人森林研究・整備機構国民の保護に関する業務計画

平成18年3月24日

17森林総研第892号

最終改正：29.3.31（28森林総研第1835号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第1項の規定に基づく国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」という。）の国民の保護に関する業務計画である。

この計画は、機構が山地及び森林災害に関する研究を行う機関として、武力攻撃による災害に対して指導、助言その他援助することを目的とする。

なお、国民保護法及び関係法令に定めるもののほか、この業務計画書の定めるところによる。

第2章 措置の内容及び実施方法

（措置の内容）

第2条 機構は、武力攻撃による山地及び森林災害に対し、内閣の事態対策本部、指定行政機関及び指定地方行政機関からの要請に応じ、国民の保護のため、その軽減及び復旧に関する指導、助言その他援助することに努めるものとする。

（実施方法）

第3条 この計画の実施にあたっては、国、地方公共団体その他の関係諸機関と緊密な連携を図り、その的確かつ迅速な実施に寄与するものとする。

（支援の要請）

第4条 この計画の実施にあたり、労務、施設、設備又は物資の確保について、行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長に対して応援を求めることができる。

（被災情報の収集）

第5条 武力攻撃災害による被害状況に関する情報の収集に協力するとともに、その収集した被災情報を林野庁長官に報告するものとする。

第3章 実施体制

(組織体制)

第6条 理事長は、武力攻撃による山地及び森林災害に対し、内閣の事態対策本部、指定行政機関及び指定地方行政機関からの要請に応じ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するために、所内に「森林研究・整備機構国民保護対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

2 対策本部の構成員は次の通りとする。

本部長	理事長
副本部長	理事のうちから理事長が指名する者
本部長	森林総合研究所総括審議役、企画部長、総務部長、研究管理科長、総務課長、森林防災研究領域長、森林災害・被害研究拠点長及び理事長が指名する者

3 国が対処基本方針を定めたときは、対策本部はその対処方針に基づき的確かつ迅速に次の業務を行うものとする。

- 一 関係諸機関との連絡に関する事
- 二 災害に関する情報の収集に関する事
- 三 災害調査のための職員の派遣に関する事
- 四 対策本部長からの総合調整又は指示に基づく措置の実施により、従事した職員又は財産の損害を被ったときは、その損失に関し、政府に請求の手続きをとること。
- 五 その他災害対策に関する事

4 対策本部の事務局は、企画部研究管理科及び総務部総務課において行う。

第4章 災害対策

(協力要請への対応)

第7条 国民保護のための措置に関し、関係機関から協力要請があった場合は、次により対応するものとする。

一 協力要請への対応

国又は地方公共団体から協力要請があった場合には、協力要請内容を吟味し、対応可能と判断した場合は的確かつ迅速に対応するものとする。

二 協力要請の受信

国民保護のための協力要請等の受信は、総務部総務課長が行い、同課長が不在の場合は、企画部研究管理科長が行うものとする。

三 現地調査等の派遣職員の選定

ア 派遣職員の選定は、森林防災研究領域長が行い、同領域長が不在の場合は、森林災害・被害研究拠点長が行う。

イ 措置の種類により森林防災研究領域長及び森林災害・被害研究拠点長が派遣職員を選定することが不適切な場合は、その措置の種類に応じて理事長が指名した研究領域

長が派遣職員を選定する。

ウ 派遣職員は、支所も含めた職員の中から、措置の状況に応じて適任と認める職員を選定する。

エ 理事長は、安全を確認した上で、派遣を命じるものとする。

四 派遣の諾否

選定された職員は、業務に著しい支障等がない限り、命令に応じるものとする。

五 特殊標章等の交付

機構は、現地に派遣するにあたり、職員に国民保護関係で派遣されていることが分かる特殊標章及び身分証明書を林野庁長官に交付申請をし、これを職員に交付する。

(派遣中の遵守事項)

第8条 現地に派遣される職員は、次のことを遵守しなければならない。

- 一 職員は、派遣中において特殊標章等を常時携帯しなければならない。
また、この特別標章等の取り扱いについては、農林水産省の取扱要領に従うこと。
- 二 現地の指揮監督官による指示があるときは、それに従わなければならない。
- 三 安全確保のために十分配慮すること。
- 四 言論及び表現の自由に配慮すること。
- 五 別の部隊と現地で行動を共にするときは、現地の規律を守らなければならない。
- 六 その他、機構の対策本部と連絡を密にし、本部の指示に従うこと。

(緊急対処保護処置の実施)

第9条 緊急処理事態対処方針が定められたときは、国民の保護のための措置に準じて緊急対処保護措置を実施する。

第5章 その他

(計画の変更)

第10条 この計画は、必要に応じ修正することができる。なお、修正した場合は、関係法令等に則り、関係機関へ届け出るものとする。

附 則

この計画は、平成18年3月24日から適用する。

附 則 (平成19年4月2日 18森林総研第1572号)

この計画は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日 26森林総研第1466号)

この計画は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日 27森林総研第1821号）
この計画は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日 28森林総研第1835号）
この計画は、平成29年4月1日から施行する。